平成２５年（フ）第１４０９号
大阪市西区西本町２丁目１番36号　シダーウェストワン202
債務者　田中　通加
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３１号
大阪府東大阪市若江東町１丁目７番４号
債務者　柿沼　貴幸
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６２号
大阪府八尾市山本町北７丁目１番１―202号
債務者　前原　弘昌
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２号
沖縄県宜野湾市大山６丁目10番１―501号　エコーハイム
債務者　大西　理絵（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４４号
沖縄県宜野湾市字愛知156番地　愛知市営住宅１号棟602号
債務者　宮城さやか（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３６７８号
東京都町田市南大谷223―１　エステートピア足立Ａ―105
債務者　倉林　裕臣
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４号
静岡県富士市大淵95番地の82、前住所静岡県富士宮市小泉2263番地の27
債務者　遠藤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５５号
静岡県富士市大淵95番地の82、前住所静岡県富士宮市小泉2263番地の27
債務者　遠藤　勝太
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２６号
静岡県富士市厚原1144番地の８　吉川マンション205号、前住所静岡県富士宮市小泉2263番地の27
債務者　望月　　晃
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１号
熊本県人吉市九日町16番地
債務者　内村　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５１号
長崎県雲仙市吾妻町田之平名917番地、住民票上の住所長崎県大村市黒木町963番地１
破産者　井手　浩幸
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１７４１号
札幌市北区新琴似12条16丁目７番１号　コーポ旭豊Ｃ―６号
破産者　大房　　薫
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５６号
茨城県ひたちなか市大字田彦889番地の２
破産者　平野　　修
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７１号
茨城県水戸市五軒町２丁目３番30号　ＹＵＲＩハイツ106号
破産者　大槻　世一
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９８号
埼玉県上尾市大字平塚1636番地12
破産者　戸田　義文
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４０号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビユーハイツ403号室
破産者　北方　米子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部